

一般競争入札の執行について

駒ヶ根市が発注する建設工事について、下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び駒ヶ根市財務規則第106条の規定により、次のとおり公告します。

令和7年4月22日

駒ヶ根市長 伊藤 祐三

1 入札対象工事

- (1) 工事名 令和6年度（繰越）交通安全対策補助 通学路緊急対策事業
歩道整備工事
- (2) 工事箇所 駒ヶ根市 福岡 大徳原 市道新春日街道線
- (3) 工事概要 施工延長 L=120m W=10m（歩道2.0m）
側溝工 L=178m
舗装工 A=805㎡
プレキャストL型擁壁（H=1.25m～2.75m）L=104m
撤去工 一式
- (4) 工期 契約の日から 令和7年12月12日まで
- (5) 本工事は「駒ヶ根市総合評価落札方式実施要領」に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する。

2 入札者の条件

入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者であつて、駒ヶ根市長が指定する日時までに、一般競争入札参加申請書及び指定する添付資料を提出し、駒ヶ根市長による本工事に係る入札参加資格の確認を受け、本工事の施工能力があると認められた者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度の駒ヶ根市建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、入札公告日現在における登録が、駒ヶ根市内に本社（本社に準ずる支店を含む。）を有する登録の者であること。（本社に準ずる支店とは、長野県の「本社扱いの認定」を受けている者とする。）
- (3) 入札公告日現在における等級格付が、「土木一式工事」のB級以上の者とする。
- (4) 対象業種における、特定建設業の許可を有する者であること。
- (5) 入札公告日現在において、対象業種の有効な経営事項審査を受審している者であること。
- (6) 入札公告日から入札日までの間に、駒ヶ根市から指名停止の措置を受けていない者であること。
（入札参加資格の確認を受けた後に指名停止の措置を受けた場合は、入札参加資格は取り消すものとする。）
- (7) 本工事の許可業種に係る建設業法第26条に規定する監理技術者又は主任技術者を専任で配置できる者であること。

- (8) 駒ヶ根市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

3 入札参加資格確認申請の手続き

本工事の入札に参加を希望する者は、下記により一般競争入札（総合評価落札方式）参加申請書に必要な書類（以下「申請書等」という。）を添えて提出し、本工事に係わる入札参加資格の確認を受けることとする。

(1) 提出書類

- ① 一般競争入札（総合評価落札方式）参加申請書
- ② 価格以外の評価点申請書
- ③ 「建設業許可証」の写し
- ④ 「経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書」の写し
- ⑤ 施工実績調書
- ⑥ 配置技術者調書
- ⑦ 「市税等の完納証明書」の写し（証明日が3ヶ月以内のもの）

- (2) 提出期間 令和7年4月22日（火）から令和7年5月12日（月）まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く）

- (3) 提出時間 午前8時30分から午後5時15分まで

- (4) 提出方法 持参 又は 郵送による。（郵送の場合は提出期日の午後5時15分必着とする。
午後5時15分を過ぎた者は、その理由の如何を問わず受け付けない。）

- (5) 提出先 駒ヶ根市 総務部 財政課 契約財産係

(6) その他

- ① 入札参加資格の確認通知は、令和7年5月14日付で申請者あてに送付する。
- ② 申請書等の作成に係わる費用は、申請者の負担とする。
- ③ 提出された申請書等は返却しない。
- ④ 期限までに申請書等を提出しない者及び申請書等に虚偽の記載をした者は、入札に参加することができない。
- ⑤ 申請書の受領証が必要な場合には、申請人が準備することとする。

4 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

次の1)及び2)の要件を満たしている者のうち、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

- 1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

- 2) 予定価格の最低制限の範囲

- ① 本工事の入札には、低入札価格調査基準価格を設定する。

- ② 低入札価格調査基準価格を下回った入札が行われた場合には、「駒ヶ根市低入札価格調査制度事務処理要領」の規定に基づき調査を実施する。調査に当たっては、発注者が定める項目別失格判断基準額及び失格基準価格のいずれかを下回った者は失格とし、総合評価の対象とならないものとする。

(2) 総合評価の方法

- 1) 総合評価点は、次により算定する。

総合評価点 = 価格点 + 価格以外の評価点

2) 価格点と価格以外の評価点の配点は、次のとおりとする。

①価格点 82点

②価格以外の評価点 18点

3) 価格点は、次の算式により算定する。

価格点＝配点×（最低価格／入札価格）〔小数点以下第3位四捨五入2位止め〕

なお、最低価格とは有効な入札価格のうち最低の入札価格とする。

4) 価格以外の評価点は、下記①、②、③の評価項目について評価を行う。

①企業の技術力

②配置技術者の能力

③社会貢献及び地域貢献

(3) 評価項目の内容

下記における評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。

1) 企業の技術力

①工事成績（最大7点）

駒ヶ根市工事成績評定要領に基づく工事評定点で「土木一式工事」の過去2カ年の単純平均とする。なお、過去2カ年の件数が2件以下の場合は過去4カ年とする。（毎年度通知する「工事成績評定結果」に記載の「平均評定点」を適用する。）

工事成績点が82点以上の場合、工事成績点及び最高工事成績点を82点として計算する。（評価点の計算において82点を上限とする。）

②工事実績（最大2点）

過去10年間における国又は地方公共団体発注の同種工事又は類似工事の実績

※同種工事とは、道路改良工事、道路新設工事又は歩道整備工事とする。類似工事とは、それ以外の土木一式工事とする

※公共機関発注工事以外は評価対象としない。

③優良建設工事表彰実績（最大1点）

令和4・5・6年度の駒ヶ根市優良建設工事表彰実績とする。

2) 配置技術者の能力

①監理技術者（主任技術者）の保有資格（最大2点）

1級土木施工管理技士等（監理技術者の要件を満たす者）の保有期間10年以上又は10年未満

②監理技術者（主任技術者）の実績（最大2点）

過去10年間における国又は地方公共団体発注の同種工事又は類似工事の実績

※同種工事とは、道路改良工事、道路新設工事又は歩道整備工事とする。類似工事とは、それ以外の土木一式工事とする

※公共機関発注工事以外は評価対象としない。

3) 社会及び地域貢献

①駒ヶ根市との災害協定等の締結及び活動実績の有無（最大2点）

※評価細目は「価格以外の評価点申請書」による。

②駒ヶ根市内における地域協力及び活動実績の有無（最大2点）

※評価細目は「価格以外の評価点申請書」による。

(4) 評価結果及び落札者の決定と公表

1) 価格以外の評価結果の公表及び疑義照会については、「駒ヶ根市総合評価落札方式実施要領」

の第9の規定によるものとし、公表の方法は市ホームページに掲載する。

- 2) 疑義照会の期間は令和7年5月22日(木)から令和7年5月23日(金)までとし、受付時間は、土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 3) 落札者の決定結果の公表については、「駒ヶ根市総合評価落札方式実施要領」の第10、第11の規定に基づき、市ホームページに掲載するとともに、入札参加者には文書による通知(落札者決定通知)を行うものとする。
- 4) 落札者の決定は令和7年5月26日(月)とし、同日付で通知するものとする。

5 設計図書の閲覧等

- (1) 閲覧方法 駒ヶ根市ホームページに掲載し公表するほか、駒ヶ根市役所総務部財政課窓口にて縦覧に供する。
- (2) 縦覧期間 令和7年4月22日(火)から令和7年5月20日(火)まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く)
- (3) 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (4) 現場説明 説明会は実施しない。
- (5) 設計図書等の入手方法
駒ヶ根市ホームページよりダウンロードするものとする。

6 設計図書等に関する質問

- (1) 受付期間 令和7年4月22日(火)から令和7年5月7日(水)まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)
- (2) 提出先 駒ヶ根市 総務部 財政課 契約財産係
- (3) 提出方法 書面により質問書を提出すること。(質問書の参考書式を駒ヶ根市ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてください。)持参又は FAX 又はメール添付とする。
- (4) 質問に対する回答
 - ①回答期間 令和7年4月22日(火)から令和7年5月9日(金)まで (随時)
 - ②回答方法 質問及び回答は、駒ヶ根市ホームページに掲載し公表する。

7 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札日時 令和7年5月21日(水) 午前9時20分
- (2) 入札場所 駒ヶ根市役所 第2会議室(1F)
- (3) 開 札 同上(入札終了後直ちに行う。)

8 入札事項

- (1) 週休2日指定工事
本工事は、週休2日指定工事である。詳細は「駒ヶ根市週休2日工事実施要領」を参照すること。
駒ヶ根市ホームページ>市政情報>入札・契約>要綱・要領>入札・契約に係る制度>
>週休2日工事の本格導入
- (2) 入札方法
 - ①入札開始後に入札会場に到着した者は入札に参加できない。また、郵便等による入札は認めない。

- ②代理人が入札する場合は、委任状を入札前に提出すること。
 - ③入札回数は2回を限度とし、2回の入札において予定価格に達しない場合は不落とする。
 - ④入札書には、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
 - ⑤入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とする。
- (3) 入札保証金
入札金額の100分の5以上の額。ただし、駒ヶ根市長が契約を締結しないこととなるおそれがないと認めた者は免除する。免除の有無については、入札参加資格の確認通知書に明記する。
- (4) 契約の締結
落札決定後5日以内に契約を締結するものとする。
なお、低入札価格調査基準価格を下回る入札で、調査の結果落札者と決定した者には、工事の品質確保のため、平成23年5月17日付「建設工事等に係る入札・契約制度の改正等について」の5に示した条件を付して契約を締結するものとする。
- (5) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の金銭的保証とする。
- (6) 前払金及び中間前金払の適用
有
- (7) 部分払の適用
有

9 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一人がした2以上の入札
- (3) 入札者が協定をしていた入札
- (4) 入札書の金額、その他記載事項が明らかでない入札書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反していた入札

10 工事費内訳書の提出

第1回目の入札に際し、入札書に記載された入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。当該工事費内訳書に記載された積算金額の1万円未満の端数を切り捨てた金額を記載した入札書は可とします。

11 入札の中止

入札参加者が1者の場合は、入札を中止する。

12 異議の申し立て

- (1) 入札を行った者は、入札後において、この公告、契約約款、設計図書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札の執行は、駒ヶ根市の都合により又は入札を公正に執行することができないと認められる場合、入札の日時を延期し又は取りやめることがある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることはできない。

- 問い合わせ先 -
駒ヶ根市 総務部 財政課 契約財産係
TEL 0265-83-2111(内 254、255)
FAX 0265-83-4348
mail: keiyaku@city.komagane.lg.jp